

令和2年12月22日改訂

定 款

川岸工業株式会社

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、川岸工業株式会社と称し、英文では、
Kawagishi Bridge Works Co.,Ltd. と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄骨構造物、橋梁、鉄塔、鉄筋、鉄管、鉄槽、各種発生炉、汽罐、煙突の設計施行請負、および建築金物等の製造加工ならびに販売
2. 土木・建築工事の設計施行請負
3. 各種溶接
4. 鉄骨構造物および機械類の解体
5. 鋼板切断
6. 建築用プレキャスト・コンクリート製品の製造・販売ならびに取付工事
7. 不動産の売買および賃貸ならびにその管理
8. 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第19条（選任）

取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条（執行役員）

取締役会は、その決議によって執行役員を定め、会社の業務を分担して執行させることができる。

- ② 執行役員に関する事項については、取締役会で定める規則による。

第23条（相談役および顧問）

取締役会は、その決議によって相談役および顧問を定めることができる。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。

第27条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

第28条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めるもののほか、取締役会で定める規則による。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他職務遂行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第31条（員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第32条（選任）

監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第34条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意あるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第36条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

第37条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会で定める規則による。

第38条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第39条（監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号の定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

- ② 当会社の期末配当は、毎年9月30日、中間配当の基準日は毎年3月31日とし、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に配当金を支払う。
- ③ 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第43条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払いの配当金には、利息をつけない。